

介護予防支援・第1号介護予防支援重要事項説明書

(令和元年10月1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0422-34-6536 (午前9時～午後5時まで)  
説明職員 氏名 \_\_\_\_\_  
事業所名 三鷹市 西部地域包括支援センター

2 事業所の概要

(1) 運営法人の概要

事業所(法人)名	社会福祉法人東京弘済園
所在地	東京都三鷹市下連雀5-2-5
代表者	理事長 羽井佐 利彦
連絡先	0422-43-3319

(2) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	三鷹市西部地域包括支援センター
所在地	三鷹市深大寺2-29-13 (三鷹市高齢者センターけやき苑内)
介護保険指定番号	介護予防支援(東京都 No.1303600058号)
サービス提供地域	三鷹市深大寺・井口・野崎2丁目、3丁目、4丁目

(3) 事業所の職員体制

	専任	兼任	計
管理者		1	1名
保健師			1名
看護師	2		2名
社会福祉士	1		1名
主任介護支援専門員	1		1名
介護支援専門員		1	1名

(4) 営業時間

月～土	午前9時～午後5時
休日	日・祝日及び12月29日～1月3日

(5) 地域包括支援センターが委託する事業所名

事業所名	
------	--

3 提供するサービスの内容

- (1) 心身の状態を適切な方法により把握の上、介護予防サービス計画等（ケアプラン）を作成します。
- (2) 介護予防サービス計画等（ケアプラン）に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業所等との連絡調整を行い、実施状況を把握します。
- (3) 介護予防支援等及びサービス事業所等について対する相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- (4) 要支援認定等の更新申請等を支援します。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話等でご連絡ください。要支援認定者の場合は当事業所職員がお伺いします。

みたか日常生活チェックシートの実施をご希望の場合は、当事業所へお越しいただきます。

契約を締結した後、サービスを開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者の要介護認定が非該当（自立）又は要介護と認定されるなど介護予防支援等の対象者でなくなった場合
- ・利用者が亡くなられた場合、又は被保険者の資格を喪失した場合

③ その他

利用者やご家族の方などが、地域包括支援センター又は地域包括支援センターが委託した事業所の職員に対して本契約を継続し難い背信行為を行った場合は、文書で通知することによりサービスを終了させていただく場合がございます。

5 利用料金

(1) 利用料

要支援認定等を受けられた方の介護予防プラン料については、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。（このサービス提供証明書を、後日、三鷹市の介護保険の窓口提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。）

- ① 介護予防サービスの提供開始以降、1ヶ月当たりにかかる金額
  - ・介護予防支援等利用料 4,762円
  - ・初回のみ介護予防ケアマネジメント利用料 1,657円
- ② 新規に介護予防サービス計画等を作成した場合1ヶ月のみ加算される金額
  - ・初回加算 3,315円
  - （但し、初回のみ介護予防ケアマネジメント利用の場合は、加算対象外）
- ③ 小規模多機能型居宅介護事業所と連携した場合加算される金額
  - ・連携加算 3,315円

(2) 交通費

前記3の(2)のサービスを提供する地域は無料です。それ以外は職員がお伺いするための交通費について別途相談させていただきます。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払いが発生する場合には、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、請求から30日以内にお支払ください。お支払後に領収書を発行します。

6 苦情相談窓口

当事業所の、介護予防支援等に関するご相談・苦情及び介護予防支援計画に基づき提供している各サービスについてのご相談・苦情を承りますので、下記窓口までお申し出ください。

三鷹市西部地域包括支援センター 担当： 工藤 正樹（管理者）

電話 0422-34-6536

FAX 0422-34-6538

三鷹市健康福祉部高齢者支援課高齢者相談係

電話 0422-45-1151 内線2622～2624

FAX 0422-48-2813

東京都国民健康保険団体連合会 相談指導課

電話 03-6238-0177

午前9時から午後5時まで（土・日・祝を除く）

令和 年 月 日

介護予防支援等のご利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 東京都三鷹市深大寺 2-29-13

事業所名 社会福祉法人東京弘済園  
三鷹市西部地域包括支援センター

代表者名 理事長 羽井佐利彦

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

(利用者) 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

(立会人) 住所

氏名 印